

京都市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例（平成21年3月26日京都市条例第44号）（保健福祉局長寿社会部介護保険課）

京都市介護給付費準備基金は、介護給付及び予防給付の実施並びに財政安定化基金拠出金の納付に必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができることとされていますが、同基金の設置後に介護保険法の改正により市町村が介護保険事業として実施することとなった地域支援事業の実施及び財政安定化基金借入金の償還に必要な財源に充てる場合にも、同基金を処分することができることとしようとするものです。

この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

京都市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 44 号

京都市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例

京都市介護給付費準備基金条例の一部を次のように改正する。

第1条中「介護保険法」の右に「(以下「法」という。)」を加える。

第7条を次のように改める。

(処分)

第7条 基金は、次に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 法第18条第1号に規定する介護給付及び同条第2号に規定する予防給付の実施に必要な財源に充てる場合
- (2) 法第115条の38第1項及び第2項の規定による地域支援事業の実施に必要な財源に充てる場合
- (3) 法第147条第2項第1号に規定する基金事業借入金の償還に必要な財源に充てる場合
- (4) 法第147条第4項の規定による財政安定化基金拠出金の納付に必要な財源に充てる場合

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)